

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号

氏 名 静和エンバイロメント 株式会社
代表取締役 和波 剛

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

複写厳禁

本許可証の写しを複写・印刷し
使用することを禁止します。
許可取得の為の使用は無効です。

静和エンバイロメント株式会社

許可の年月日

千葉県知事 熊谷 俊

令和5年3月

8月29日 複写厳禁

許可の有効年月日

令和12年1

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に
県に発行致します。

許可取得のための使用は無効です。

年 月 日

静和エンバイロメント株式会社

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
エ 廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）、
オ PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）、
カ 特定有害産業廃棄物（ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成18年1月30日

新規許可

令和5年3月8日

更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	—	—	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	○	○	○	○
シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○
PCB	○	○	○	○	—	—	—
トリクロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○
チウラム	○	○	○	○	○	○	○
シマジン	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—	○	○	○	○
ダイキシン類	○	—	—	○	—	—	—
1,4-ジキサン	○	—	○	—	○	○	○